

2009年7月6日

消費者庁及び消費者委員会発足準備に当たって（質問状兼要請書）

新しい消費者行政を実現する連絡会
代表世話人 国府泰道

政府は、この9月にも消費者庁及び消費者委員会を発足させるとして、今、その準備を行っています。7月1日には、政府閣僚から、消費者庁と消費者委員会の人事構想が発表されました。

私たちは、消費者行政の一元化をすすめることが、消費者の権利擁護と消費者被害の防止につながっていくものと運動をすすめてきました。消費者庁及び消費者委員会がこうした期待に応える組織として発足することを願っています。

そこで、創設される消費者委員会の発足準備にあたり、以下のとおり質問すると共に要請いたします。

第1 質問事項

6月27日、複数の報道機関が、政府は、消費者委員会の初代委員長に住田裕子弁護士を起用する方向で調整を進めていると報道しました。7月1日の報道もそれを追認しています。

消費者庁及び消費者委員会設置法12条1項では、「委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する」と定めています。委員の人選が確定していない前に、今回の報道の通りに政府が委員長決定に関与しているとするれば、この条項に抵触することになります。同委員会の独立性を政府自らが否定する重大な問題である可能性があります。

つきましては、どうして委員名簿が明らかになる前に特定の人物が消費者委員会委員長候補として報道されることになったのか、その経緯をご回答下さい。

第2 要請事項

1. 消費者委員会の設立準備「参与会議」の審議内容を公開すること

消費者委員会の設立準備のために、「参与会議」が設置されました。消費者委員会の活動方向や事務局体制、委員会人事などを話し合うことと思われませんが、参与及び「参与会議」の権限や役割・機能は明らかにされていません。「参与会議」の審議内容と決定事項がリアルタイムで明らかにされることは、消費者目線にたった消費者行政をすすめていく上でたいへん重要なことと考えます。

「参与会議」の傍聴を認め、議事録をホームページに公開するなどして、「参与会議」の審議内容を国民に公開してください。

2. 設置法や国会の附帯決議に基づいて、消費者委員会委員の選任と委員長の互選を行うこと

消費者庁及び消費者委員会設置法 12 条 1 項では、「委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する」と定めています。また、消費者委員会は、設置法 7 条で強い独立性を規定しています。参議院附帯決議第 6 項でも「委員の任命理由を明確化する等、説明責任を果たすよう努めること」と決議されています。

以上の趣旨からすれば、委員長の選任は政府の関与を排し、消費者委員の自由な意思に基づいた互選とするべきです。

3. 消費者委員会が期待される機能を発揮できるよう、十分な事務局体制を組むこと
現在明らかになっている組織図を見ると、消費者委員会は事務局長と参事官 1 名の 2 人体制となっています。消費者委員会がその機能を発揮するためには、その予算・人員の面で十分な措置を講じることが必要です。消費者委員会が独立性を発揮し、かつ迅速に行動できるよう、十分な事務局体制を準備するようにしてください。

4. 2010(平成 22)年度の消費者委員会関連予算を十分確保すること

平成 22 年度予算の概算要求が、消費者庁発足前後に行われます。国会論議を経て、消費者委員会は消費者庁とは独立した組織となりましたので、次年度以降は、委員会活動のための予算も独自に確保する必要があります。

消費者委員会の活動が旺盛に展開され、委員会に与えられた権限を十分に発揮できるよう、新年度以降の体制と業務を予測して、早急に十分な予算確保に向けて取り組みを行うよう要請します。

なお、「第 1 質問事項」の回答は、以下までお願いいたします。

〒530-0054 大阪市北区南森町 1 丁目 2-25 南森町 is ビル 4 階
太平洋法律事務所 弁護士 国府泰道

電話 06-6365-9182 (直通) ファックス 06-6365-7293

メール kokufu@taiheiyolaw.com

以上